第5回浜中町農業委員会総会議事録

- 1. 日 時 平成26年11月25日(火) 午前10時00分
- 2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室
- 3. 出席委員 13名
 - 1番 百 々 英 夫
 - 2番 小田原 憲 一
 - 3番 永 洞 忠 志
 - 4番 穴 吹 栄
 - 5番 白 川 俊 明
 - 6番 新井功仁恵
 - 7番 橋 場 和 幸
 - 8番 嵯 峨 弘 巳
 - 9番 松 家 忠 夫
 - 10番 白 川 英 之
 - 11番 谷 口 正 明
 - 12番 堀 金 澄 惠
 - 13番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美和子

農地係長 中 山 正 教

5. 議事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第10 次回総会日程(予定)について

事務局長

第5回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

今年も残すところ1ヶ月少しとなりましたけれども、本日は大変お忙しい中、 第5回総会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、御案内のように21日には衆議院の解散がありました。消費税10%への引き上げについて先送りをしたことがよかったのかどうなのか、国民に信を問うという選挙が行われます。選挙費用700億円をかけて行う選挙が、果たして必要なのかなと思ってございますけれども、選挙後は、各党とも約束した政策については、きちんと実行していただきたいと思ってございます。

また、11日には農地パトロールを行っていただきました。1万5,000ヘクタールの草地の中で、ごく一部、数カ所で一番草の刈り取りがされていないという報告を受けております。農地パトロールを始めたころは、いろいろな理由で多くの面積が一番草の刈り取りがされず、そのままになっておりましたが、委員皆様方の御協力によりまして、今ではないに等しいような状況になってございます。今後も委員の皆様の協力で、現在の状況が維持できるように続けていきたいと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回の議案につきましては、報告事項2件、協議事項2件の提案となっておりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、開会のあいさつに代えさせていただきますけれども、総会 終了後には委員協議会を予定しておりますので、そちらにつきましてもよろしく お願いいたします。

本日は大変御苦労さまでございます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番橋場委員、8番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容 を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

本件は、1件の所有権取得の届出でありますが、整理番号1の届出人は、茶内西9線○○番地、○○ ○氏で、故 ○○ ○氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は合計○○筆で、面積は○○万○,○○○㎡、 権利を取得した日は平成○○年○○月○○日であります。

以上、本人からの届出に基づき、報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約についてを議 題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及び その内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事 者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借 の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による 解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面 において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。

また、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林 水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と されております。

本案は以上の規定に該当するものでありますが、整理番号1は、姉別南3線○ ○○番地、○○○○○氏を貸主、姉別南2線○○○番地、○○○○氏を借主とす る農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、○○氏が後継者への経営移譲を進 めるにあたり、○○氏との賃貸借契約を解除するもので、契約期間は、平成○○ 年○月○日から平成○○年○○月○○日までとなっておりましたが、この度の解 約により○○月○○日に土地の引き渡しが行われていたものであります。

以上、報告申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、私が議事 参与の制限に該当しますので、ここで退席となります。

その間の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろし くお願いいたします。

職務代理」引き続き、会議を行います。

これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

(会長入室、着席)

議 長

日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、 又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設 定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受け なければならない。」とされております。

本案は、賃貸借権及び使用貸借権の設定に伴う2件の許可申請でありますが、整理番号1の貸主は、姉別南3線○○番地、○○○○氏、対象地は姉別南2線○○番○ほか○筆、合計面積○万○,○○○㎡でございますが、この土地を、姉別南2線○○番地、○○○氏へ賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号2の貸主は、姉別南2線○○○番地、○○○○氏、対象地は姉別南2線○○番ほか○○筆、合計面積○○万○,○○○㎡でございますが、この土地を、後継者である同住所の○○○○氏へ使用貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては 農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたしま す。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第

2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。

11番谷口委員、お願いします。

谷口委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。

本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、私が議事 参与の制限に該当しますので、ここで退席となります。

その間の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長退席、退室)

職務代理

引き続き、会議を行います。

これから、議案第1号の質疑を整理番号順に行います。

まず、整理番号1の質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を整理番号順に採決いたします。 お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(会長入室、着席)

議 長

日程第9 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容 を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用 関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、 農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」と しております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、 農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。 なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促 進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますこ とを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、私と○○

○○委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席となります。

その間の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、○○○○委員退席、退室)

職務代理」引

引き続き、会議を行います。

これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(会長、○○○○委員入室、着席)

議 長

日程第9 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会日程については、12月22日、月曜日、午前10時開会を提案いた します。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、12月22日、月曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、12月22日、月曜日、午前 10 時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第5回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅 原 順 一

浜中町農業委員会 7番 橋 場 和 幸

浜中町農業委員会 8番 嵯 峨 弘 巳

農地法第3条調査書

調査日:平成26年11月18日

第5回浜中町農業委員会総会 議案第1号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	0 0	0	0	譲渡人	00	000	作成者	農地	!係長 中山正教
調査員	谷口	委員						•	
,					該当				
第2項第1号 (全部効率利用)				譲受人の経営農地は約○○ha あり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。					しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法 人)			去	農業生産法人以外の法人ではないので該当 はしない					しない
第2項第3号 (信託)				信託ではないので該当はしない					しない
第2項第4号 (農作業常時従事)				譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。					しない
第2項第5号 (下限面積)				下限面積を超えている					しない
第2項第6号 (転貸禁止)				許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地で あり、転貸には該当しない。					しない
第2項第7号 (地域調和)				申請地は一団の農地であるため、本件の権利 取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ 総合的な利用の確保に支障を及ぼさないもの と考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1名と事務局2名が現地状況等を確認した。					しない

農地法第3条調査書

調査日:平成26年11月18日

第5回浜中町農業委員会総会 議案第1号 整理番号2 (使用貸借)

譲受人	0 0	0	〇 譲渡人	0 0	0	\circ	作成者	農地	係長 中山正教
調査員	調査員 谷口委員								
				判 断 の 理 由					
第2項第1号 (全部効率利用)			て、耕作の	保有している機械の能力、労働力等からみ て、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率 的に利用できる。					
第2項第2号 (農業生産法人以外の法 人)			法人では	法人ではないので該当はしない					しない
第2	2 項第 3 号 (信託)	<u>1.</u>	信託では	信託ではないので該当はしない					しない
第2項第4号 (農作業常時従事)				譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。					しない
第2項第5号 (下限面積)			下限面積	下限面積を超えている					しない
	2 項第 6 号 伝貸禁止)	<u>1</u>		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地で あり、転貸には該当しない。					しない
	2 項第 7 号 地域調和)	1.7	申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。					しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会 議案第2号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	000000000	譲渡人	0 0	0 0	作成者	農地	也係長 中山正教
法第18条の条項			適合				
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合す るものと認められる。					する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。					_
第3項第2号口 (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従 事すると認められる。(農業生産法人及び第2 項第6号に規定する者は除く)					_
	項第3号イ安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域 の他の農業者との適切な役割分担の下に継続 的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。					_
	第2項第6号に規定する者が法人である場合 第3項第3号ロ は、その法人の業務を執行する役員のうち1人 (法人の場合の常時従事) 以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事 業に常時従事すると認められる。						_
	第3項第4号 (共有持分の同意) ①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と 譲渡人のすべての同意が得られている。						_
	3 項第 4 号 分の 1/2 を超える 同意)	② 5 年以内 定・移転を 持分(所有 有持分の同	_				